

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国において地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割、責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫、努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するための入力作業等、国全体の利益のために行っているものも少なくない。

このような中、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等、継続的な経費への活用にはおのずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行い、あわせて、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も必要である。

よって、国においては、地方消費者行政の支援について、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度の枠組みを提示すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、消費生活相談員が、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成23年12月20日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	あて
財務大臣		
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)		
衆・参両院議長		